

調布市土地開発公社定款（昭和48年5月16日）

改正 昭和50年11月30日

改正 平成20年1月22日

改正 平成20年11月12日

第1章 総則

（名称）

第1条 この土地開発公社は、調布市土地開発公社（以下「公社」という。）と称する。

（事務所）

第2条 公社の事務所は、東京都調布市小島町2丁目35番地1調布市役所内に置く。

（目的）

第3条 公社は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

（設立団体）

第4条 公社の設立団体は、調布市とする。

（公告の方法）

第5条 公社の公告は、調布市公告式条例（昭和30年調布市条例第1号）に定める例によるものとする。

第2章 役員及び職員

（役員の種別）

第6条 公社に次の各号に掲げる役員を置く。

(1) 理事 7人以上10人以内（理事長1人を含む。）

(2) 監事 2人

（役員の職務及び権限）

第7条 理事長は、公社を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、規程の定めるところにより、この公社の業務を掌理するととも

に、あらかじめ理事長の定めるところにより、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第16条第8項の職務を行う。

（役員の内命）

第8条 理事及び監事は、調布市長が任命する。

2 調布市長が欠けたときは、その職務代理者が理事及び監事を任命する。

3 理事長は、理事の互選により決定する。

（役員の内期）

第9条 役員の内期は、2年とする。ただし、補欠役員の内期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

（役員の内兼禁止）

第10条 理事は監事を、監事は理事を兼ねることができない。

（職員の内命）

第11条 職員は、理事長が任命する。

（兼職の内禁止）

第12条 常任の役員及び職員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

### 第3章 理事会

（設置及び構成）

第13条 会社に理事会を置く。

2 理事会は、理事をもって構成する。

（招集）

第14条 理事会は、理事長が必要と認めたとき、又は理事若しくは監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときに理事長が招集する。

（議事）

第15条 理事会の議長は、理事長をもってこれに充てる。

2 理事会は、理事の過半数が出席しなければ開会することができない。

3 理事会の議事は、この定款に特別の定めがある場合のほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

( 議決事項 )

第16条 次の各号に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

(1) 定款の変更

(2) 基本財産の額の変更

(3) 毎事業年度の予算、事業計画及び資金計画

(4) 毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び事業報告書

(5) 規程の制定又は改正若しくは廃止

(6) 規程により理事会の権限に属せしめられた事項

(7) 前各号に掲げるもののほか、会社の運営上理事長が重要と認める事項

2 前項第1号から第3号までに掲げる事項については、出席理事の3分の2以上の決するところによる。

( 議事録 )

第17条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記録した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 会議に出席した理事の氏名

(3) 議決事項

(4) 議事の経過

2 議事録には、出席理事のなかから、その会議において選出された議事録署名理事2人以上が署名しなければならない。

#### 第4章 業務及びその執行

( 業務の範囲 )

第 1 8 条 公社は、第 3 条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 公有地の拡大の推進に関する法律第 1 7 条第 1 項の業務
- (2) 国、地方公共団体その他公共的団体からの委託事業を行うこと。
- (3) 前 2 号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

( 業務方法書 )

第 1 9 条 公社の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

第 5 章 基本財産の額その他資産及び会計

( 資産 )

第 2 0 条 公社の資産は、基本財産とする。

2 公社の基本財産の額は、5 0 0 万円とする。

3 基本財産は、安全確実な方法により管理するものとし、これを取り崩してはならない。

( 事業年度 )

第 2 1 条 公社の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

( 決算 )

第 2 2 条 公社は、毎事業年度の決算を翌年度の 5 月 3 1 日までに完結しなければならない。

( 財務諸表 )

第 2 3 条 公社は、毎事業年度、前事業年度の決算完結後速やかに財産目録、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び事業報告書を作成し、監事の監査を経て調布市長に提出する。

( 利益及び損失の処理 )

第 2 4 条 公社は、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、

準備金として整理する。

- 2 会社は、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による準備金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理する。

( 余裕金の運用 )

第 2 5 条 会社は、次の各号に掲げる方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- (1) 国債又は地方債の取得
- (2) 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金

## 第 6 章 雑則

( 解散 )

第 2 6 条 会社は、理事会で出席理事の 4 分の 3 以上の同意を得たうえ、調布市議会の議決を経て東京都知事の認可を受けたときに解散する。

- 2 会社が解散した場合において、債務を弁済してなお残余財産があるときは、その財産は、調布市に帰属する。

( 規程への委任 )

第 2 7 条 会社の運営に関して必要な事項は、この定款及び第 1 9 条の業務方法書に定めるもののほか、規程で定める。

## 附 則

( 施行期日 )

- 1 この定款は、財団法人調布市開発公社が公社への組織変更の日から施行する。

( 最初の役員 )

- 2 会社の最初の役員の任期は、第 9 条第 1 項の規定にかかわらず、調布市長の定めるところによる。

( 最初の事業年度 )

- 3 会社の最初の事業年度は、第 2 1 条の規定にかかわらず、公社への組織

変更した日から昭和49年3月31日までとする。

附 則（昭和48年5月16日）

この定款は，昭和48年12月20日から施行する。

附 則（昭和50年11月30日）

この定款は，昭和50年11月1日から適用する。

附 則（平成20年 1 月22日）

この定款は，東京都知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成20年11月12日）

この定款は，平成20年12月1日から施行する。